

令和2年3月26日

お客様各位

戸田市文化会館

新型コロナウイルスの影響による施設利用料金等について（期間追加）

平素より戸田市文化会館をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
さてこの度、戸田市におきまして、令和2年3月23日に開催された第4回新型コロナウイルス対策本部会議にて、令和2年4月15日までのイベント等を自粛する方針が決定されました。

現在、既に施設利用料金及び附属設備利用料金を納付済みで、新型コロナウイルスの影響により取消される（既に取消された）場合において、施設利用料金等を全額還付とする対応を行っておりますが、期間の追加がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、対象のお客様へ手続きなどをご案内いたしますので、詳細は文化会館までお問い合わせください。

○ 既に施設利用料金及び附属設備利用料金を納付済みで、新型コロナウイルスの影響により取消される（既に取消された）場合

・文化会館総合受付にて全額還付いたします。

還付の対象となる予約は下記の2点に該当するものとなります。

1. 利用日または利用予定日が令和2年4月1日（水）～4月15日（水）
2. 令和2年3月23日（月）以降にキャンセルの申し出があったもの

《還付方法》

・ご来館のうえ「戸田市文化会館利用料還付申請書」の提出が必要となります。

※ 申請時には、利用料金納付の際にお渡しいたしました「戸田市文化会館利用許可書兼領収書」に記載された申請者の印鑑をご持参ください。

※ 還付金については、現金での返金となります。振込での返金は致しかねますので予めご了承ください。

○ 既に施設利用料金及び附属設備利用料金を納付済みで、新型コロナウイルスの影響により振替（変更）を希望される場合

・利用日の振替（変更）をいたします。

※ 改修工事期間中のため、振替は5月31日（日）までの日曜日（工事休止日）のみ可能です。6月1日（月）以降は全館休館となります。